

会員事業所あて「キャリアアップ助成金」PR
メール配信・ホームページ掲載等の例文

会員事業所の皆様へ

<福井労働局>

年収の壁突破に「キャリアアップ助成金」をご利用ください！

<年収の壁を超えて、働ける職場づくりを応援します！>

年収の上限を意識する労働者が就業調整せずに働けるよう、職場環境を整備するには、キャリアアップ助成金をご活用ください。

この取組により、短時間労働者のキャリアアップ、処遇改善のみならず、人手不足への対応につながります。

短時間労働者の処遇を、賃上げにより改善するならば、こちら！

社会保険適用時処遇改善コース 手当等支給メニュー

新たに社会保険適用させる際に、一時的な手当（社会保険適用促進手当）等により賃金を一定額以上増加させた場合に助成します。

助成額は、一人当たり最大 50 万円です。

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を 3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。助成額は、一人当たり最大 6 万 5 千円です。

社会保険適用に関係なく、有期雇用労働者等全体が対象（1 年度 1 事業所当たり 100 人まで）となります。

ただし、福井県最低賃金の引上げに際し、最低賃金を下回ることとなる者など、一部の有期雇用労働者等の賃金を増額する場合にも対象となります。なお、業務改善助成金の支給対象労働者については、併用できません。

本コースは、毎年、利用可能です。

短時間労働者の労働時間を延長して、新たに社会保険を適用するならば、こちら！

社会保険適用時処遇改善コース 労働時間延長メニュー

新たに社会保険適用させる際に、「週 4 時間以上の所定労働時間の延長」又は「週所定労働時間の延長と基本給の増額の組合せ」により、一人当たり最大 30 万円を助成します。

労働者に分かりやすいメニューで、**労働者全体の賃金バランスを損なわない**ことも可能です。

正社員化して、安定した労働力を確保するならば、こちら！

正社員化コース

正規雇用労働者と異なる雇用区分の賃金規定等の運用を6か月以上受けている有期又は無期雇用労働者を「**賞与又は退職金制度**」かつ「**昇給**」のある正規雇用労働者へ**転換した場合**に支給します。

一人当たり最大80万円（1年度1事業所当たり20人まで）を助成します。

短時間正社員制度等の多様な働き方を創設した場合、1事業所最大40万円を加算します。

【キャリアアップ助成金の詳細について】

当助成金の「リーフレット」など、詳細については厚生労働省のホームページ（下記のリンク）をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

【申請方法】

取組を開始する日の前日までに、キャリアアップ計画を福井労働局職業安定部助成金センターに提出してください。

【お問い合わせ】

「年収の壁突破・総合相談窓口」

フリーダイヤル 0120-030-0450（平日 8:30～17:15）

【申請先】

厚生労働省 福井労働局 職業安定部 助成金センター

（福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎9階）

電話 0776-22-2683（平日 8:30～17:15）

<その他関連情報>

【「働き方改革推進支援センター」をご利用ください】

当助成金のほか、**働き方改革推進支援助成金及びキャリアアップ助成金の利用や働き方改革に関するあらゆるご相談について、専門家が無料でご相談に応じます。**お

気軽にご利用ください。

「ふくい働き方改革推進支援センター」(厚生労働省委託事業)

(福井市木田2丁目8番1号)

電話 0120 - 14 - 4864 (平日 9:00 ~ 17:00)

URL 下記のリンクをご参照ください。

<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/consultation/fukui/>
